



平成 30 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 昭彦
(コード番号 8032 東証第一部)
問合せ先 広報室 室長 藤嶋 章人
(TEL. 03-5548-4026)

当社子会社における不適切行為に対する再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 28 日付「当社子会社における不適切な会計処理の可能性について」及び同年 3 月 27 日付「社内調査委員会の構成の一部変更のお知らせ」にて公表したとおり、当社の非連結子会社である J P システムソリューション株式会社（以下「S S 社」という。）において不適切な会計処理が行われていた可能性について、外部専門家を含む社内調査委員会を設置し、全容の解明及び原因究明ならびに同種の事案の有無について調査を進め、調査の結果として、平成 30 年 5 月 18 日付で同委員会より調査報告書（以下「本報告書」という。）を受領いたしました。

その後、当社および S S 社において、本報告書における再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討を重ねてまいりました。

その結果、本日までに開催した両社それぞれの取締役会において、下記の再発防止策について決定しましたので、その概要をお知らせいたします。

記

1. 本件不正行為の発生原因

本件不正行為の発生原因については、本報告書における指摘にあるように、以下のとおりであると認識しております。

(1) 本件不正行為の特性

本件不正行為には、①非コア事業を行う非連結子会社において発生したこと、②子会社管理職レベルの者による不正行為であること、③外部業者との個人的な癒着を通じた不正行為であること、という三点の特性が認められ、本件不正行為の発生・長期化につながった諸要因と深く関連していると考えられます。

(2) 本件不正行為の諸要因

本件不正行為の原因としては、主観的・属人的要因、S S 社における制度的・組織的および環境要因に加えて、子会社統制上の不備も指摘されており、それらが相互に影響した結果として発生したものと認識しております。

2. 再発防止策の概要

本報告書で指摘された本件不正行為の発生原因を正しく認識し、本報告書に示された再発防止策の提言を真摯に受けとめ、かつ「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」に則り、実効性ある具体的な再発防止に取り組んでまいります。

尚、再発防止の取り組みのポイントとしては、当社においては当社グループ全体におけるコンプライアンス遵守体制の見直し、グループ会社に対する統制の強化を中心に据える一方、S S社においては、役職員のコンプライアンスの徹底、社内規程及び管理資料の整備・改訂、組織体制ならびに業務フローの見直しによる適切な権限配分と牽制機能の強化に注力することと致します。

3. 当社における具体的な再発防止策

- (1) さらなるコンプライアンス遵守を目指した組織風土の改善
 - ① 経営トップによるコンプライアンス重視のメッセージの発信
 - ② 過去の不祥事及び本件不正を踏まえたコンプライアンス教育・研修の末端までの徹底
 - ③ グループ子会社における問題点の横展開・共有
 - ④ コンプライアンスに関する PDCA サイクルの定着
- (2) 子会社統制の強化
 - ① 非コア事業を行う非連結子会社に対する経営方針の明確化と統制の強化
 - ② 過去の不祥事及び本件不正行為を踏まえた再発防止・業務改善
 - ③ グループ内部通報制度の周知・徹底
 - ④ 当社から子会社幹部として出向する者へのコンプライアンス教育
 - ⑤ グループ子会社全体の人事政策の見直し
 - ⑥ キャリア採用後の当社コンプライアンス・カルチャーの共有

4. S S社における具体的な再発防止策

- (1) 主観的・属人的要因に対する再発防止策
 - ① コンプライアンスを最優先した経営の実現
 - ② 外部業者との取引におけるコンプライアンスの徹底
 - ③ 適切な権限配分と牽制体制の実現
 - ④ 適切な人事ローテーションの実施
 - ⑤ 前受金・棚卸資産管理など適切な業務フローの整備・運用
 - ⑥ 全社的なコンプライアンス意識の醸成
- (2) 制度的・組織的要因に対する再発防止策
 - ① 権限集中の解消
 - ② ソリューション営業部のブラックボックス化・管理部による牽制機能の欠如の解消
 - ③ 内部統制システムの無効化（取締役会、監査役）に対する対応策の実施
 - ④ 業務フローの不備・形骸化に対する対応策の実施
 - ⑤ 社内規程・管理資料の整備
 - ⑥ 過去の不祥事を踏まえた業務改善
- (3) 環境要因に対する再発防止策
 - ① 特定取引先及びその社員との個人的な癒着の排除
 - ② 小規模外部業者との個人的な癒着の排除

尚、当社は、今後とも、不祥事又はその疑義が把握された場合には、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」に則り、迅速かつ的確な情報開示を行ってまいります。

以上